

13. 参考資料

(1) 自転車用ヘルメットの基準

	基準	項目(抜粋)	基準値(抜粋)(注9)
 JIS マーク	JIS T8134:2018 自転車用ヘルメット (第三者認証)	性能(衝撃吸収性、保持装置の強さ、保持性(ロールオフ)、視野) 構造 材料 使用者に対する表示及び情報(ヘルメットの表示、取扱説明書)	衝撃吸収性: 2,940m/s ² 以下であり、かつ、1,470m/s ² 以上の衝撃加速度の継続時間が4ms以下でなければならない。 保持装置の強さ: 最大伸びが35mm以下であり、かつ、試験後に締結具の解離が容易でなければならない。 保持性(ロールオフ): ヘルメットが人頭模型から脱落してはならない。
 SG マーク	自転車等用ヘルメットのSG基準(CPSA0056) (第三者認証)	外観、構造及び寸法 衝撃吸収性 保持装置の強さ 保持装置の性能 視野 材料 付属品 表示 取扱説明書	衝撃吸収性: 2,940m/s ² 以下であり、かつ、1,470m/s ² 以上の衝撃加速度の継続時間が4ms以下であること。 保持装置の強さ: 試験を行ったとき、最大伸びが35mm以下であり、かつ、試験後に締結具の解離が容易であること。 保持装置の性能: 試験を行ったとき、ヘルメットが人頭模型から脱落してはならない。
 JCF公認マーク  JCF推奨マーク	ヘルメットの性能およびその試験基準 (第三者認証)	構造一般 性能(ヘルメットの通風性能、ヘルメットの衝撃吸収性能、保持装置の強さ) 材料 表示 ※JCF公認マークとJCF推奨マークに、安全性能面での違いはありません。	衝撃吸収性: 2,940m/s ² 以下であり、かつ、1,470m/s ² 以上の衝撃加速度の継続時間が4ms以下であること。 保持装置(あごひも)の強さ: 最大伸びが35mm未満であり、かつ、試験後に締結具の解離が容易であること。 保持装置(あごひも)の性能: なし
 CE マーク ※自転車用はEN1078	BS EN 1078:2012+A1:2012 (自己適合宣言)	素材 構造 視野 衝撃吸収性能 耐久性 保持装置 表示 製造者より提供される情報	衝撃吸収性: 2,450m/s ² を超えてはならない。 保持装置(強度): 動的伸びは35mmを、残留伸びは25mmを超えないこと。 保持装置(有効性): ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。
CPSC マーク	16 CFR Part 1203 (自己適合宣言)	構造 周辺視野 安定性 保持装置の動的強度 衝撃減衰基準 ラベルと説明書	衝撃吸収性: 2,940m/s ² を超えてはならない。 保持装置の動的強度: 30mmを超えて伸びないこと。 位置安定性: ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。

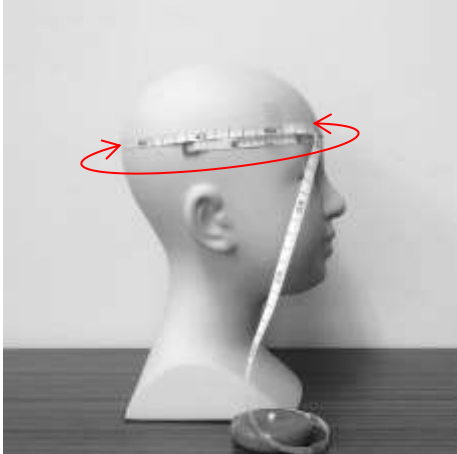
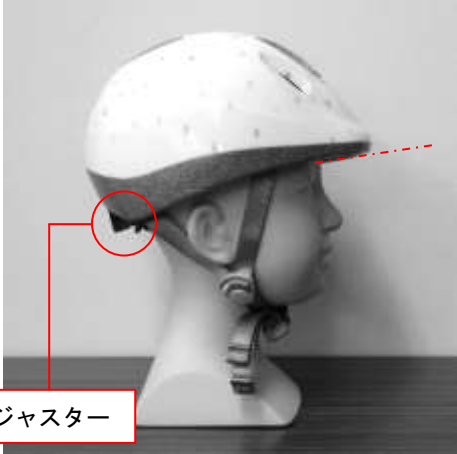
(注9) 各基準について、衝撃吸収性、保持装置の強度、保持装置の性能に相当する項目について、基準値を抜粋したものです。

基準ごとに試験方法が異なる場合があるため、基準値だけで比較することはできません。

※上記以外にも安全基準が存在します。

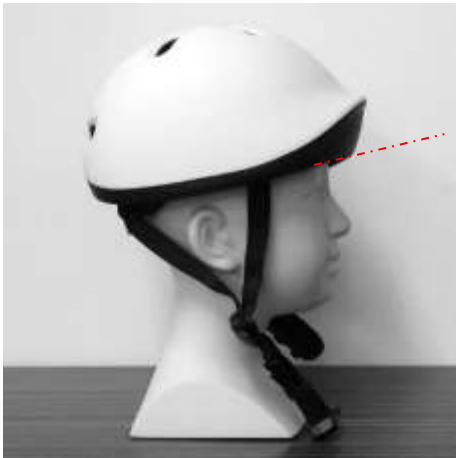
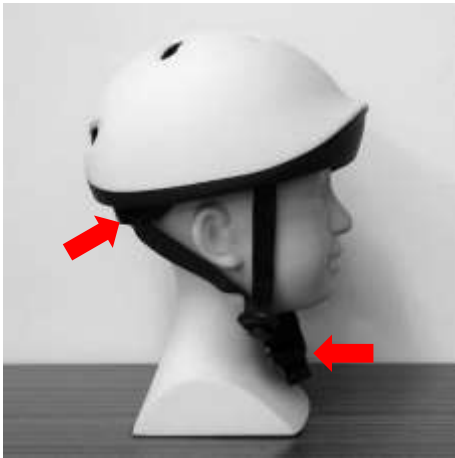
(2) ヘルメットの選び方

※頭囲の形状は人により異なり、ヘルメットの頭囲の形状もさまざまですので、可能であれば実際にかぶって違和感がないか確認するとよいでしょう。

	 アジャスター
①頭囲を測ります。	②頭囲のサイズに合うものを、ヘルメット先端が眉のすぐ上にくる位置で、かぶってみます。(アジャスターが付いているものは緩めてから)
	
③アジャスターを締めます。	④頭頂部にすき間がないこと、左右にずれないこと、窮屈さを感じないものが、適正サイズです。

(3) ヘルメットのかぶり方

※実際には、商品の取扱説明書の記載に従ってください。

	
①ヘルメット先端が眉のすぐ上にくる位置でかぶります（アジャスターが付いているものは緩めてから）。	②アジャスターを締め、あごひもとめます。
	
③あごひもの位置と長さを調節します。	④あごとあごひもの間には、指1、2本分ほどの余裕をもたせます。

以下は、誤ったかぶり方の例です。こうしたかぶり方では、ヘルメットの保護性能は発揮されません。

			
あみだかぶり (額が出すぎている)	ななめかぶり	あごひものが緩い	アジャスターを締めていない

(4) オートバイ用のヘルメットの基準等

既にヘルメット着用が義務化されているオートバイ（大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車）用のヘルメットについては、道路交通法施行規則で基準が定められています（表8参照）。また、オートバイ用のヘルメットは消費生活用製品安全法の「特別特定製品以外の特定製品」の対象品目となっており、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令で基準が定められています（表9参照）。国内でPSCマークを表示していない製品を販売することや、販売目的で陳列することは、法律で禁止されています（SNELL、JIS、DOT、ECE等の規格に適合し、その表示がある製品であっても同様）。

表8. 道路交通法施行規則（抜粋）

第九条の五 法第七十一条の四第一項及び第二項の乗車用ヘルメットの基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 左右、上下の視野が十分とれること。
- 二 風圧によりひさしが垂れて視野を妨げることのない構造であること。
- 三 著しく聴力を損ねない構造であること。
- 四 衝撃吸収性があり、かつ、帽体が耐貫通性を有すること。
- 五 衝撃により容易に脱げないように固定できるあごひもを有すること。
- 六 重量が二キログラム以下であること。
- 七 人体を傷つけるおそれがある構造でないこと。

表9. 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（抜粋）

- 1 (1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。
- (2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。
- 2 (1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。
なお、ヘルメットの外表面は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。
- (2) 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。
- (3) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。
- 3 (1) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。
- (2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。
- (3) 左右及び上下の視界が十分とれること。
- (4) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。
なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。
- (5) 著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。
- 4 質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。
- 5 衝撃吸収性試験を行ったとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリ秒以下（原付等用ヘルメットにあつては4ミリ秒以下）であること。
- 6 耐貫通性試験を行ったとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人头模型に接触しないこと。
- 7 保持装置の強さ試験を行ったとき、動的伸びが35ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人头模型から簡単に外すことができること。
- 8 保持性（ロールオフ）試験を行ったとき、ヘルメットが人头模型から脱落しないこと。
- 9 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
- (2) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
- (3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

自転車と特定小型原動機付自転車で 着用が努力義務化された乗車用ヘルメット

- 自転車と特定小型原付でヘルメット着用が努力義務化されました。
- マーク表示のみられないヘルメットは、安全性能が劣っていました。
- 1歳未満の子どもは、自転車以外の移動方法を検討しましょう。



【事故事例】

ヘルメットを着用していなくてけがをした事例

- トラックと衝突して転倒し、あごを骨折し、唇を切った。
(10歳・男児)
- 子どもを自転車の前座席に乗せて、自転車ごと転倒した。
子どもは頭を打ち、2日間入院した。(2歳・男児)



【テスト結果】

規格等への適合マーク表示のないヘルメット9銘柄を調査した結果

- 全ての銘柄が、SG基準の衝撃吸収性を満たしていませんでした。
- 8銘柄が、SG基準の保持装置の強さを満たしていませんでした。
- 6銘柄が、SG基準の保持装置の性能を満たしていませんでした。

1歳未満児へのヘルメット着用について3銘柄を調査した結果

- 4カ月児相当のダミー人形が着用できるヘルメットはありませんでした。
- 4カ月児相当のダミー人形をおんぶしてヘルメットを着用させることは
できませんでした。

衝撃吸収性試験の様子



【消費者へのアドバイス】

- ★ヘルメットは、安全が確認されたマーク表示があるものを使用しましょう。
- ★1歳未満の子どもを安全に自転車に同乗させることは困難ですので、自転車以外の移動方法を検討しましょう。



JISマーク



SGマーク



JCF公認マーク



JCF推奨マーク



CEマーク(EN1078)



安全マークを
確認しよう！



独立行政法人
国民生活センター

※CPSCマークなど、他にも安全基準が存在します。

自転車と特定小型原動機付自転車で 着用が努力義務化された乗車用ヘルメット

- 自転車と特定小型原付でヘルメット着用が努力義務化されました。
- マーク表示のみられないヘルメットは、安全性能が劣っていました。
- 1歳未満の子どもは、自転車以外の移動方法を検討しましょう。



【事故事例】

ヘルメットを着用していなくてけがをした事例

- トラックと衝突して転倒し、あごを骨折し、唇を切った。
(10歳・男児)
- 子どもを自転車の前座席に乗せて、自転車ごと転倒した。
子どもは頭を打ち、2日間入院した。(2歳・男児)



【テスト結果】

規格等への適合マーク表示のないヘルメット9銘柄を調査した結果

- 全ての銘柄が、SG基準の衝撃吸収性を満たしていませんでした。
- 8銘柄が、SG基準の保持装置の強さを満たしていませんでした。
- 6銘柄が、SG基準の保持装置の性能を満たしていませんでした。

1歳未満児へのヘルメット着用について3銘柄を調査した結果

- 4カ月児相当のダミー人形が着用できるヘルメットはありませんでした。
- 4カ月児相当のダミー人形をおんぶしてヘルメットを着用させることは
できませんでした。

衝撃吸収性試験の様子



【消費者へのアドバイス】

- ★ヘルメットは、安全が確認されたマーク表示があるものを使用しましょう。
- ★1歳未満の子どもを安全に自転車に同乗させることは困難ですので、自転車以外の移動方法を検討しましょう。



JISマーク



SGマーク



JCF公認マーク



JCF推奨マーク



CEマーク(EN1078)

※CPSCマークなど、他にも安全基準が存在します。



安全マークを
確認しよう！



独立行政法人

国民生活センター